

答申第 10 号

「医療保護入院者の入院届及び精神病院入院についての同意書の保有個人情報部分開示決定に係る異議申立てに対する決定」についての答申

栃木県個人情報保護審議会

第 1 審議会の結論

栃木県知事が、平成 26 年 6 月 2 日付け安健福第 147 号で行った、医療保護入院者の入院届及び精神病院入院についての同意書の部分開示決定は、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 保有個人情報開示請求書の提出

異議申立人は、栃木県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成 26 年 5 月 13 日付けで栃木県個人情報保護条例（平成 13 年栃木県条例第 3 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき、「平成〇年〇月〇日付に〇〇病院が出した、入院者が〇〇（〇年〇月〇日生）である医療保護入院者（第 33 条第 2 項）の入院届及びその措置に関する書類」をその請求内容とする、保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件開示請求に対する知事の処分

実施機関は、本件開示請求に対する保有個人情報について、本件対象公文書を医療保護入院者（第 33 条第 2 項）の入院届（様式 14）（以下「本件入院届」という。）及び精神病院入院についての同意書（別記様式第 10 号）（以下「本件同意書」という。）に記録された異議申立人の情報と特定の上、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に平成 26 年 6 月 2 日付け安健福第 147 号により通知した。

また、本件開示請求のうち「その措置に関する書類」については、異議申立人に係る情報を保有していないとして、保有個人情報非開示決定を行い、平成 26 年 6 月 2 日付け安健福第 148 号により通知した。

3 異議申立書の提出

異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、平成 26 年 7 月 20 日付けで異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

実施機関が平成 26 年 6 月 2 日付けで行った異議申立人に対する本件処分を取り消すとの処分を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書及び開示決定等理由説明書に対する意見書等による主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件入院届及び本件同意書は、資料全体が入院者の保有個人データであるため、非開示とする部分があるのは適当でない。
- (2) 本件入院届及び本件同意書は、ともに入院者の「生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」であり、条例第15条第2号ロの規定により、実施機関が開示しなければならない情報である。
- (3) 入院者が入院届出の印影を見ることは、印影の本来の目的によるものであり、押印者の意に反するものではない。そのため、印影を開示しないということは、逆に入院届出の印影の役割を損なうものであり、印影は情報開示しなければならない。
- (4) 同意者の個人情報の一切を開示しないことは、医療保護入院に同意者を必要とする意味がなくなる。入院者の権利利益を保護するためにも、同意者の情報を開示し、診療情報の基本となる事実をうやむやにしないことは、ぜったいである。
- (5) 診断に伴う事務の個人情報を公開しないとする条例第15条第4号は、個人情報保護法に違反しており、法律に違反する条例は無効となるので、条例第15条第4号を根拠に情報を開示しないことはできない。
- (6) 診療情報をきちんと把握し、健康管理を営むことは当然の人権である。実施機関が説明する「今後の異議申立人への適切な医療の提供に著しい支障が生じるおそれがある」を理由に情報を開示しないと判断するのは、医療保護入院者の人権を奪うものであり、不適正な医療情報提供事務、公務文書取扱事務である。
- (7) 診断の結果を情報開示すれば、人に読まれることが前提となるので、その情報の記載内容がむしろ正確化、詳細化する。よって、事務の適正な遂行に支障を及ぼすものではないので、条例第15条第4号には該当しない。
- (8) 開示請求した文書は「届出制」の公文書である。公文書は、決して隠したりしないで、みんなに知らせるものでなければならなく、本件入院届及び本件同意書も、公文書の例外ではない。
- (9) 本件入院届及び本件同意書を入院者に開示することは、入院者が自分の病気を分かり、医者や看護師などと患者とのより良い信頼関係をつくるうえでなくてはならないものである。
- (10) 診療情報は大切な個人情報である。『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン』（厚生労働省、平成22年9月17日改正）の31ページには、「診療情報の中には、患者の保有個人データであって、当該診療録を作成した医師の保有個人データでもあるという二面性を持つ部分が含まれるものの、そもそも診療録全体が患者の保有個人データであることから、患者本人から開示の求めがある場合に、その二面性があること

を理由に全部又は一部を開示しないことはできない」と書かれている。本件入院届及び本件同意書は患者とされた入院者の保有個人情報であり、診断を行った精神保健指定医や同意者の個人情報であるということを理由に開示しないことはできない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関の開示決定等理由説明書及び意見聴取による主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 本件異議申立ての対象となる保有個人情報について

本件異議申立ての対象となる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）は、本件開示請求に対して非開示とした次の情報である。

(1) 本件入院届のうち次に掲げる部分に記載された情報

- ア ○○病院長（病院管理者）の印影
- イ 同意者の氏名（性別）、続柄、生年月日、住所
- ウ 主たる精神障害及びICDカテゴリー
- エ 従たる精神障害及びICDカテゴリー
- オ 身体合併症
- カ 医療保護入院の必要性における、個人の診断等、個人に対する評価を伴う情報が記載されている箇所
- キ 病状または状態像の概要

(2) 本件同意書のうち次に掲げる部分に記載された情報

- ア 同意日
- イ 同意者の氏名、印影、続柄、生年月日、住所
- ウ 入院者の住所、氏名、フリガナ、印影、性別、生年月日

2 本件処分の理由

(1) 医療保護入院について

本医療保護入院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第33条第2項の規定に基づく入院であり、精神科病院の管理者は、指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であって、当該精神障害のために同法第22条の3の規定による入院が行われる状態にないと判定されたものについて、扶養義務者の同意があるときは、本人の同意がなくても4週間に限り、その者を入院させることができるというものである。本制度を踏まえた上で、部分開示とした理由は以下のとおりである。

(2) 条例第15条第2号の該当性

ア 本件入院届

「○○病院長（病院管理者）の印影」は、条例第15条第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示としたことは妥当である。

「同意者の氏名（性別）、続柄、生年月日、住所」は、条例第15条第2号

本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示としたことは妥当である。

イ 本件同意書

「同意者の氏名、印影、続柄、生年月日、住所」は、条例第15条第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示としたことは妥当である。

「同意日」及び「入院者の住所、氏名、フリガナ、印影、性別、生年月日」は、筆跡や印影から同意書の記入者が特定されるおそれがあり、条例第15条第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示としたことは妥当である。

(3) 条例第15条第4号の該当性

本件入院届に記録されている、「主たる精神障害及びICDカテゴリー」、「従たる精神障害及びICDカテゴリー」、「身体合併症」、「医療保護入院の必要性における、個人の診断等、個人に対する評価を伴う情報が記載されている箇所」及び「病状または状態像の概要」は、指定医が診察結果を記載したものである。これらの情報は、医療保護入院の要否を判断する上で、極めて重要なものであり、正確かつ詳細な記載が求められるところであるが、これらの情報を開示するとした場合、指定医が入院者の感情や反応を考慮して、今後、その記載内容が形骸化、簡略化することも懸念され、今後の医療保護入院の要否審査事務の遂行、更には、異議申立人への適切な医療の提供に支障が生じるおそれがあり、条例第15条第4号に該当することから、非開示としたことは妥当である。

第5 審議会の判断理由

1 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、個人情報 の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の実施機関が保有する個人情報 の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的に制定されたものであり、保有個人情報 の開示請求については、原則開示の基本理念の下に解釈、運用されなければならない。

当審議会 は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民等の保有個人情報 の開示を求める権利が十分尊重されるよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件対象保有個人情報 について

本件対象保有個人情報 は、本件開示請求に対して実施機関が非開示とした次の情報であると認められる。

(1) 本件入院届に記録されている次に掲げる情報

ア ○○病院長（病院管理者）の印影

イ 病名（1 主たる精神障害及びICDカテゴリー、2 従たる精神障害及びICDカテゴリー、3 身体合併症）

- ウ 医療保護入院の必要性の一部
- エ 病状または状態像の概要
- オ 同意者（氏名（性別）、続柄、生年月日、住所）

(2) 本件同意書に記録されている次に掲げる情報

- ア 同意日
- イ 同意者（氏名、印影、続柄、生年月日、住所）
- ウ 入院者（住所、氏名（フリガナ）、印影、性別、生年月日）

3 具体的な判断

(1) 条例第15条第2号の該当性について

本号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報であつて、開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」を、非開示とすることを定めている。また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報が職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職遂行の内容に係る部分」を、同号本文の非開示情報の例外として開示することを定めている。

以下、当審議会において本件入院届及び本件同意書を見分した結果に基づき、本件入院届及び本件同意書に記録されている保有個人情報の本号の該当性について検討する。

ア 本件入院届

「〇〇病院長（病院管理者）の印影」は、開示請求者以外の者の印影であり、開示請求者以外の特定の個人が識別されるものと認められるため、本号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ又はハに該当する特段の事情は認められないことから、同号ただし書のいずれにも該当しない。

次に、「同意者（氏名（性別）、続柄、生年月日、住所）」は、開示請求者以外の者の情報であり、開示請求者以外の特定の個人が識別されるものと認められるため、本号本文に該当するが、同号ただし書イの該当性が問題となるので以下検討する。

この点、法第33条第2項の規定による医療保護入院が、指定医による診察の結果、精神障害があり、かつ、医療保護のため入院の必要があると認められた者につき、扶養義務者の同意があるときは、本人の同意がなくても強制的に入院が行われるという特別な入院形態であることを考えれば、医療機関が、同意者である扶養義務者の安全面を考慮し、同意者の情報を本人に秘匿することもあり得るが、その場合、これらの情報は、開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないため、条例第15条第2号ただし書イに該当しない。また、同号ただし書ロ又はハに該当する特段の事情は認められないことから、同号ただし書のいずれにも該当しない。

イ 本件同意書

「同意者（印影）」及び「入院者（印影）」は、開示請求者以外の者の印影であり、開示請求者以外の特定の個人が識別されるものと認められるため、本号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ又はハに該当する特段の事情は認められないことから、同号ただし書のいずれにも該当しない。

次に、「同意日」、「同意者（氏名、続柄、生年月日、住所）」及び「入院者（住所、氏名（フリガナ）、性別、生年月日）」は、同意者である扶養義務者の自筆で記入されており、入院者である開示請求者であれば、その筆跡から同意者を特定できる可能性が高く、その場合、これらの情報は、開示請求者以外の者の情報であり、開示請求者以外の特定の個人が識別され得るものと認められるため、本号本文に該当する。

また、同号ただし書の該当性については、3(1)アの「同意者（氏名（性別）、続柄、生年月日、住所）」における検討結果と同じであり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

(2) 条例第15条第4号の該当性について

本号は、「個人の指導、相談、選考、診断その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を、非開示とすることを定めている。

以下、当審議会において本件入院届を見分した結果に基づき、本件入院届に記録されている保有個人情報の本号の該当性について検討する。

「病名（1 主たる精神障害及びI C Dカテゴリー、2 従たる精神障害及びI C Dカテゴリー、3 身体合併症）」、「医療保護入院の必要性の一部」及び「病状または状態像の概要」は、指定医が精神医学の専門的見地から行った診察の結果を記載したものであり、個人の診断その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務に関する情報と認められる。

また、精神医学に関する専門医以外の者の判断により、これらの情報を開示することとした場合には、本人の現在の病状に悪影響を及ぼすおそれがあり、今後、医療機関が適切な診断や医療を行うことが困難になるなど、医療保護入院事務における診断の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、本号に該当する。

(3) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、当審議会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、当審議会は冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

付言

本件処分により開示されることとなる本件同意書の情報は、その様式及び日付が記載された実施機関の受付印のみである。これらの情報は、開示請求者にとって必ず

しも有意な情報とは限らず、また、様式については県ホームページで公開されており、開示請求者が既に了知している情報であることから、本件同意書については、その全部を非開示とする方法もあったものとする。

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成26年8月1日	・実施機関から諮問書を受理
平成26年9月4日	・実施機関から開示決定等理由説明書を受理
平成26年9月24日	・異議申立人から開示決定等理由説明書等を受理
平成26年11月12日 (第47回審議会)	・審議 ・実施機関から意見聴取
平成26年12月10日 (第48回審議会)	・審議

栃木県個人情報保護審議会委員名簿

氏 名	職 業	備 考
青木 楊子	医師	
島田 好正	元宇都宮女子高等学校長	会長
塚本 純	宇都宮大学教授	会長職務代理者
本山 路子	NPO 法人とちぎ消費生活サポートネット理事	
安田 真道	弁護士	

(五十音順)